

# 角田市耐震改修促進計画

平成20年8月

平成28年3月（改定）

令和2年1月（改定）

令和3年3月（改定）

角 田 市

## 【目 次】

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 1. 計画策定の背景                 |    |
| (1) 角田市における地震被害            | 1  |
| (2) 住宅・建築ストックの耐震化の現状       | 4  |
| (3) 宮城県沖地震等の被害想定           | 14 |
| (4) 計画策定の必要性               | 19 |
| 2. 計画の目的・位置づけ              |    |
| (1) 計画の目的                  | 21 |
| (2) 計画の位置づけ                | 21 |
| (3) 計画の期間                  | 21 |
| 3. 基本方針・計画の目標              |    |
| (1) 基本方針                   | 22 |
| (2) 主体別役割                  | 22 |
| (3) 対象地域・対象建築物             | 23 |
| (4) 耐震化の目標                 | 25 |
| 4. 住宅・建築耐震化の実施計画           |    |
| (1) 住宅                     | 27 |
| (2) 特定建築物                  | 27 |
| (3) 市有建築物                  | 28 |
| (4) 地震時に通行を確保すべき道路         | 28 |
| 5. 啓発及び知識の普及に関する施策         |    |
| (1) 相談窓口の設置                | 30 |
| (2) 啓発及び知識の普及              | 30 |
| (3) 技術者の養成                 | 30 |
| (4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導策     | 30 |
| (5) 家具の転倒防止策               | 30 |
| (6) 町内会、NPO等との連携に関する方針     | 31 |
| (7) 地震防災マップの活用             | 31 |
| 6. 関連施策                    |    |
| (1) 宮城県建築物等地震対策推進協議会       | 32 |
| (2) みやぎ方式による地震防災教育プログラムの推進 | 33 |
| (3) ブロック塀等の倒壊防止対策          | 33 |
| (4) 宮城県住宅耐震隊協議会            | 33 |
| (5) 被災建築物・宅地の応急危険度判定       | 33 |
| (6) 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム    | 33 |

# 1. 計画策定の背景

## (1) 角田市における地震被害

### ①過去における宮城県の地震被害と角田市の地震被害

宮城県は、現在に至るまで度重なる地震被害を受けています。地震は大きくプレート間大地震である海溝型地震と内陸部の活断層等を震源とする直下型地震に分けられます。

県の沖合から日本海溝までの海域を震源域として繰り返し発生する海溝型地震（このうち陸寄りの海域を震源域とするものを「宮城県沖地震」という。）による被害が顕著です。

#### ▼宮城県周辺の過去の地震被害（宮城県沖地震は\_\_\_\_\_、その他の海溝型地震は\_\_\_\_\_）

| 年    | 震源<br>北緯 東経 | マグニテ<br>ュード | 被害地域又は震源域 / 被害の概要   |
|------|-------------|-------------|---|
| 869  |             | 8.3         | 三陸沿岸／城郭、門櫓、垣壁崩れ、倒壊するもの無数、津波が多賀城下を襲い、溺死者約1,000人。   |
| 1611 | 39.0 144.4  | 8.1         | 三陸沿岸、北海道東岸／三陸地方で強震。震害軽く、津波の被害大。伊達領内で死者1,783人、南部、津軽で人馬死3,000余人。三陸沿岸で家屋流失多く、溺死者1,000人をこえた。岩沼付近でも家屋皆流失、北海道東部でも溺死者多かった。 |
| 1646 | 38.1 140.7  | 6.5～<br>6.7 | 陸前、岩代、下野／仙台城の石壁数十丈崩れ、櫓3つ倒れる。白石城破損、日光東照宮の石垣破損。江戸でも強かった。  |
| 1793 | 38.3 144.5  | 8.0～<br>8.4 | 陸前、陸中、磐城／仙台藩で1,060余戸壊れ、死者12人。津波があり、大槌、両石で71戸損壊流出、死者9人、気仙沼で300戸余流出。  |
| 1835 | 38.5 142.5  | 7.0         | 仙台／仙台城の石垣がくずれ、家土蔵に破損あり。江戸で有感。   |
| 1861 | 38.6 141.2  | 6.4         | 陸前、陸中、磐城／陸前の遠田、志田、登米、桃生の各郡で特に被害が多く、家屋損壊、死傷者あり。  |
| 1896 | 39.5 144.0  | 8.5         | 三陸沖／「明治三陸地震津波」、震害はなし。津波により県内の死者3,452人、流出戸数4,000戸余。  |
| 1897 | 38.1 141.9  | 7.4         | 仙台沖／岩手、山形、宮城、福島で小規模の被害。一関で家屋破損が72戸。   |
| 1900 | 38.7 141.1  | 7.0         | 宮城県北部／遠田郡で最も激しく、県全体で死傷者17人、家屋全壊44戸、半壊48戸、破損1,474戸。  |
| 1933 | 39.2 144.5  | 8.1         | 三陸沖／「三陸地震津波」、震害は少なかった。津波が太平洋沿岸を襲い、三陸沿岸で被害は甚大。津波により県内の死者307人、流出戸数950戸。   |
| 1936 | 38.2 142.1  | 7.5         | 金華山沖／福島、宮城両県で非住家全壊3戸、その他小被害もあった。  |

|                      |                    |      |   |
|----------------------|--------------------|------|---|
| <u>1960</u><br>5. 23 | 38. 2 72. 6<br>S W | 8. 5 | チリ沖／「 <b>チリ地震津波</b> 」、津波が日本各地に來襲。津波により県内の死者 54 人、流出戸数 306 戸。  |
| 1962<br>4. 30        | 38. 7 141. 1       | 6. 5 | 宮城県北部／「 <b>宮城県北部地震</b> 」、築館、石越、小牛田付近 40km の範囲に被害が集中した。死者 3 人、住家全壊 340 戸、半壊 1, 114 戸。橋梁、道路、鉄道の被害が多かった。   |
| <u>1978</u><br>6. 12 | 38. 2 142. 2       | 7. 4 | 宮城県沖／「 <b>1978 年宮城県沖地震</b> 」、県内の死者 27 人、負傷者 10, 962 人、住宅の被害で全壊 1, 377 戸、半壊 6, 123 戸、特にブロック塀の倒壊による被害が多かった。   |
| <u>2003</u><br>5. 26 | 38. 8 141. 7       | 7. 1 | 宮城県沖／深さ約 70km のスラブ内地震、震央の位置から <b>三陸南地震</b> とも呼ばれる。負傷者 174 人、住家全壊 2、半壊 21、深いため次の地震に比べ被害は小規模。   |
| 2003<br>7. 26        | 38. 4 141. 2       | 6. 4 | 宮城県北部／陸域の逆断層型地殻内地震。同日に大きな前震 M5. 6 と余震 M5. 5 も起こって <b>連続地震</b> と呼ばれた。M6 級だが浅く、震源域に局所的に大きな被害が出た。負傷者 667 人、住家全壊 1, 276、半壊 3, 809。3 ヶ所で計測震度 6 強を記録した。                           |
| <u>2005</u><br>8. 16 | 38. 2 142. 3       | 7. 2 | 宮城県沖／日本海溝やや陸寄りの逆断層型プレート境界地震。1978 年の宮城県沖地震震源域の南半分で発生。負傷者 100 人、全壊 1、半壊 0、最大震度 6 弱（川崎町）。東北地方太平洋沖で最大 13cm の津波（石巻市）   |
| 2008<br>6. 14        | 39. 0 140. 9       | 7. 2 | 岩手県内陸南部／「 <b>岩手・宮城内陸地震</b> 」、岩手・宮城県境付近の山間地での逆断層型地殻内地震（深さ 8km）。死者 17 人、行方不明者 6 人、負傷者 426 人、住家全壊 30、住家半壊 146（2010. 6 現在）、最大震度 6 強、4000 ガル以上の加速度などを観測。建物被害よりも地すべりなどの斜面災害が目立った。 |

|              |            |     |   |
|--------------|------------|-----|---|
| 2011<br>3.11 | 38.1 142.9 | 9.0 | 三陸沖／「東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）」、日本海溝沿いの沈み込み帯の大部分、三陸沖中部から茨城県沖までのプレート境界を震源域とする逆断層型超巨大地震（深さ 24km）、3月9日に M7.3 の前震、震源域内や付近の余震・誘発地震は M7.0 以上が 6 回、M6.0 以上が 97 回、死者 18,958 人、行方不明者 2,655 人、負傷者 6,219 人、住家全壊 127,291、住家半壊 272,810（余震・誘発地震を一部含む。2014 年 3 月現在）、死者の 90%以上が水死で、原発事故を含む被害の多くは巨大地震によるもの。最大震度 7（栗原市）、震度 6 強を県内 13 市町村で観測。 |
| 2011<br>4.7  | 38.2 141.9 | 7.2 | 宮城県沖／東北地方太平洋沖地震の震源域内の地震だが、太平洋プレートの逆断層型スラブ内地震（深さ 66km）、死者 4 人、負傷者 296 人、住家全壊 36 以上、住家半壊 27 以上（消防庁、宮城県による：2014 年 3 月現在）最大震度 6 強（仙台市・栗原市）、震度 6 弱を県内 15 市町村で観測。   |
| 2011<br>4.11 | 36.9 140.7 | 7.0 | 福島県浜通り／東北地方太平洋沖地震の周辺誘発地震で正断層型地殻内地震（深さ 6km）、井戸沢断層の近傍で地表地震断層が現れた。死者 4 人、負傷者 10 人（2013 年 3 月現在）、最大震度は 6 弱（福島県、茨城県の 4 市町村）  |
| 2012<br>12.7 | 38.0 143.9 | 7.3 | 三陸沖／東北地方太平洋沖地震の周辺、日本海溝付近の正断層型地震（深さ 49km）、死者 1 人、負傷者 15 人、最大震度 5 弱（宮城県内他 99 市町村）   |

資料：宮城県耐震改修促進計画（R3.3 改定）

## (2) 住宅・建築ストックの耐震化の現状

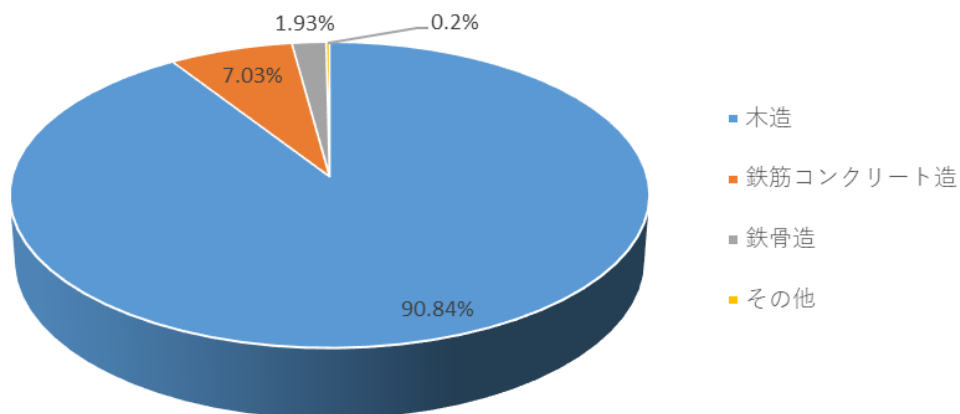
### ① 住宅のストック数

平成30年住宅・土地統計調査によると、角田市内の住宅の構造別建築数は以下のとおりであり、棟数ベースでは木造住宅が全体の90.84%を占めています。

#### ▼構造別住宅数一覧表（戸）

|      | 木造     | 鉄筋コンクリート造 | 鉄骨造   | その他   | 全建築物  |
|------|--------|-----------|-------|-------|-------|
| 合計   | 8,920  | 690       | 190   | 20    | 9,820 |
| （比率） | 90.84% | 7.03%     | 1.93% | 0.20% | 100%  |

資料：平成30年住宅・土地統計調査（総務省統計局）。



## ② 建築別時期別・構造別住宅数

平成30年住宅・土地統計調査によると、角田市内の住宅戸数は9,820戸であり、その建築時期別、構造別の内訳は以下のとおりです。

建築時期別にみると、建築基準法に定める新耐震基準施行（昭和56年6月1日：1981年）より前に建設された住宅が34.73%あります。

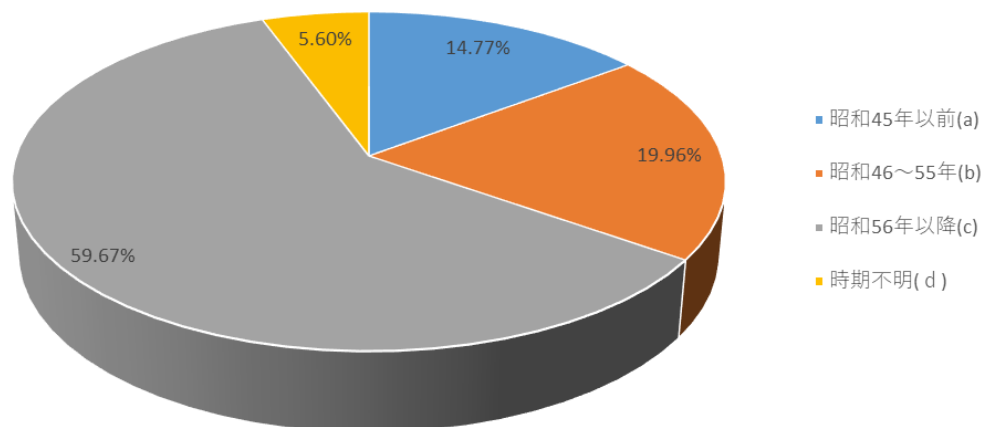
さらに以前の耐震基準（昭和45年）より建設されたものは、全体の14.77%を占めています。

### ▼建築時期別・構造別住宅数（戸）

| 建築時期        | 昭和45年以前<br>(a)<br>(a/e) | 昭和46～55<br>年 (b)<br>(b/e) | 昭和56年<br>以降(c)<br>(c/e) | 時期不明(d)<br>(d/e) | 合計(e)         |
|-------------|-------------------------|---------------------------|-------------------------|------------------|---------------|
| 木造<br>(比率)  | 1,440<br>17.12%         | 1,790<br>21.28%           | 5,180<br>61.60%         | — *1             | 8,410<br>100% |
| 非木造<br>(比率) | 10<br>1.16%             | 170<br>19.77%             | 680<br>79.07%           | — *1             | 860<br>100%   |
| 合計<br>(比率)  | 1,450<br>14.77%         | 1,960<br>19.96%           | 5,860<br>59.67%         | 550<br>5.60%     | 9,820<br>100% |

資料：平成30年住宅・土地統計調査（総務省統計局）。

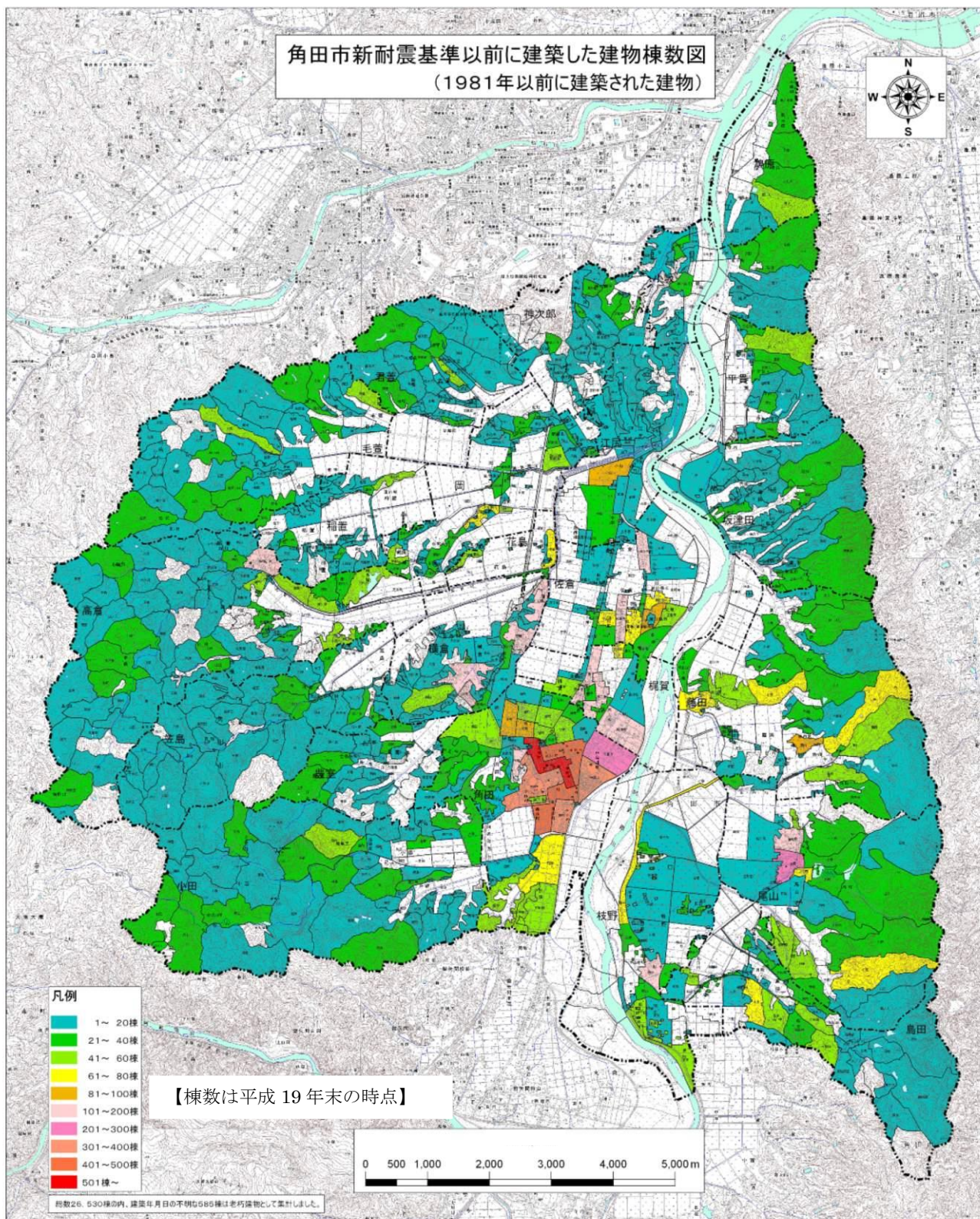
\*1：時期不明建築物の構造別戸数は不明である。





③ 新耐震基準以前に建築された建物の分布【平成 19 年末時点】

新耐震基準施行日以前に建築された建物を字界別にみると、主に角田市中心部に集中しています。字別にみると、旧耐震基準住宅が 200 棟を超える地区は尾山字荒町、角田字中島下、字中島上、字裏町、字牛館、字南、字田町、字町となります。



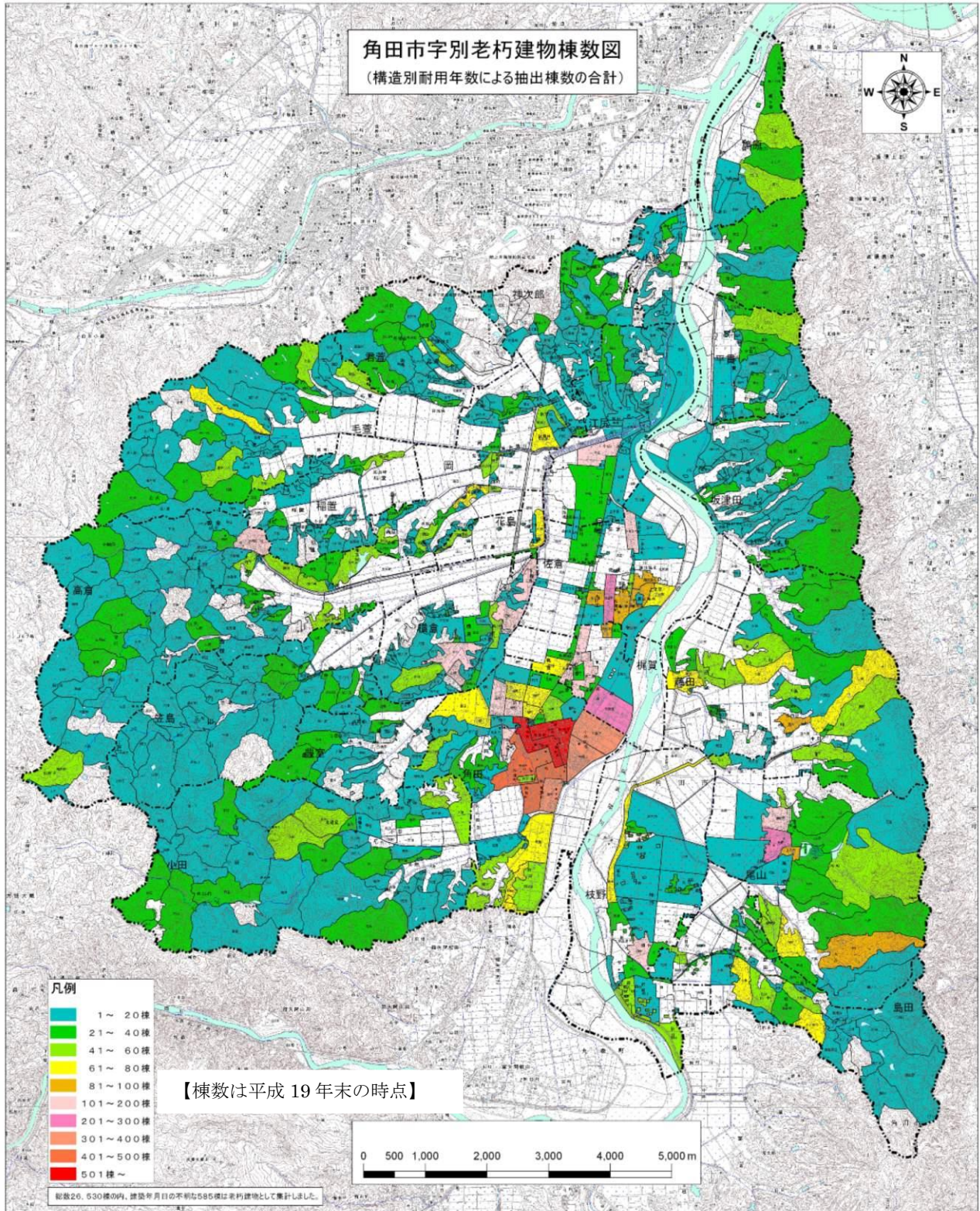
この地図は国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25,000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平19 第 329号)



④ 耐用年数を超える老朽化建物の分布【平成 19 年末時点】

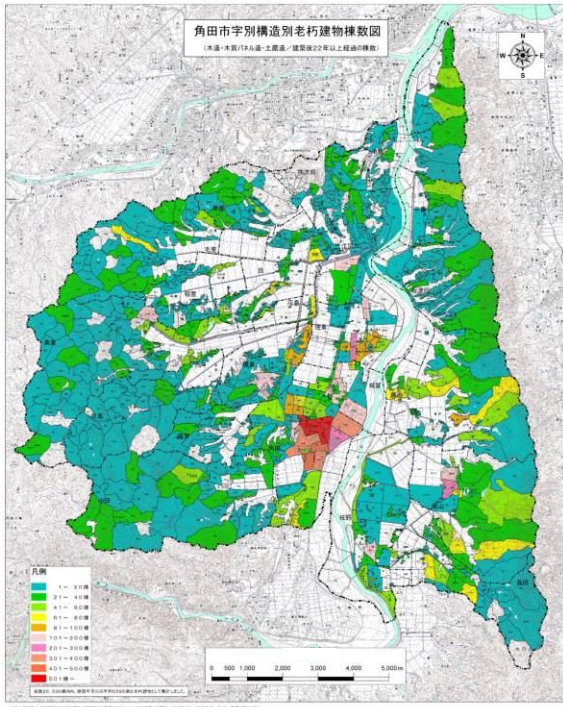
本市における老朽化建物の分布状況を「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に当てはめ見てみると以下のような分布状況を示しています。

耐用年数は構造別に木質系（築後 22 年経過）、鉄骨系（27 年経過）、ブロック・石造（38 年経過）、鉄筋コンクリート造（47 年経過）とします。

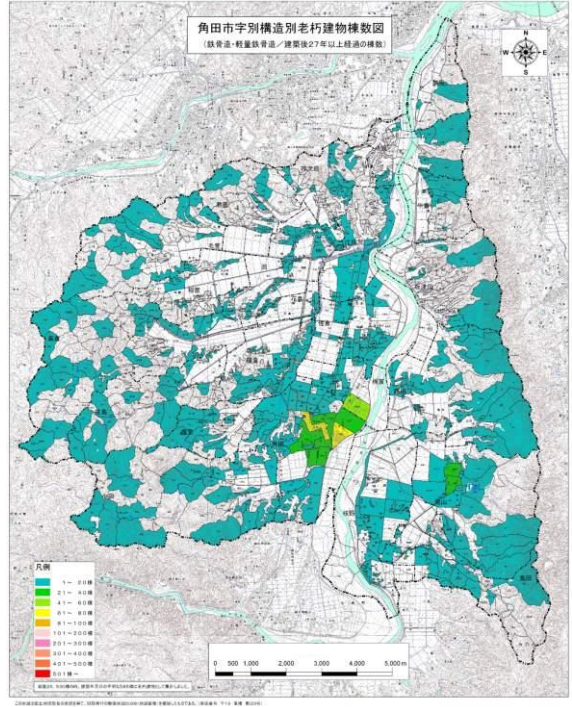




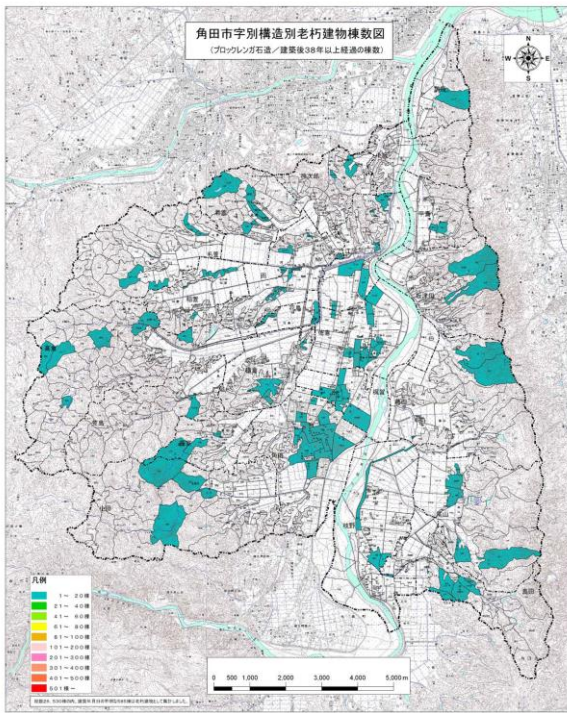
▼「構造別老朽建物分布（木質系）」



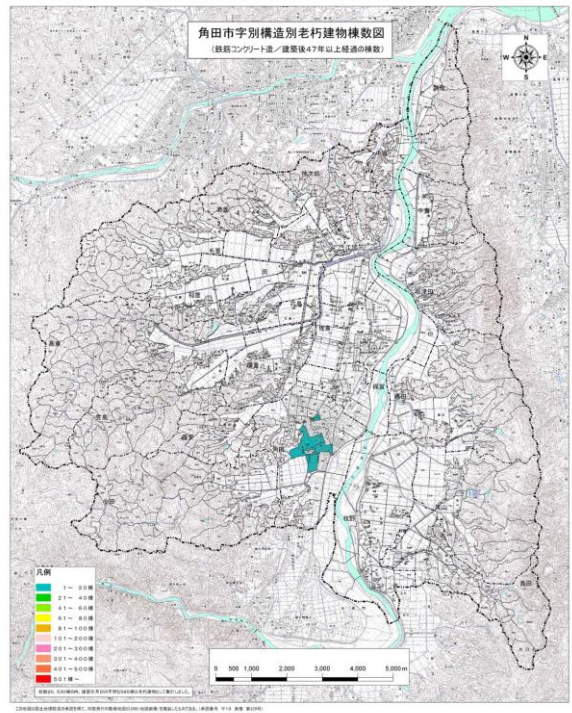
▼「構造別老朽化建物分布（鉄骨系）」



▼「構造別老朽建物分布（ブロック、石造）」



▼「構造別老朽化建物分布（鉄筋コンクリート）」



## ⑤ 住宅の耐震化の現状

現在、角田市には9,820戸の住宅があります。この内、新耐震基準以前（昭和55年以前）に建築された住宅が3,612戸、新耐震基準以降（昭和56年以降）に建築された住宅が6,208戸となっています。さらに新耐震基準以前の住宅で耐震改修済み戸数及び推定耐震性保有戸数が1,714戸あり、耐震性のある住宅は全部で7,922戸あります。

この結果、角田市の住宅の耐震化率は80.67%になります。

### ▼耐震化率算出の考え方

| 総数(a)  | 昭和55年以前に建築 |                   |                  | 昭和56年以降に建築(d)<br>※時期不明含む | 耐震性保有住宅<br>(e)=<br>(b)+(c)+(d) | 耐震化率<br>(e)/(a) |
|--------|------------|-------------------|------------------|--------------------------|--------------------------------|-----------------|
|        | ※時期不明含む    | 耐震改修工事<br>済み総数(b) | 推定耐震性保有<br>戸数(c) |                          |                                |                 |
| 9,820戸 | 3,612戸     | 65戸               | 1,649戸           | 6,208戸                   | 7,922戸                         | 80.67%          |

\*：平成30年住宅・土地統計調査（総務省統計局）

\*：耐震化率の算出は、国土交通省の「住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会とりまとめ参考資料（令和2年5月）」より

## ⑥ 特定建築物の耐震化の現状

本計画では、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の法第14条第1号「多数のものが利用する建築物」、法第14条第2号「危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物」、法第14条第3号「地震時に通行を確保すべき道路に接する政令で定める高さを超える建築物」の中から、法第14条第1号に示す「多数のものが利用する建築物」について耐震化の現状を明らかにするものです。

なお、法第14条第2号「危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物」及び法第14条第3号「地震時に通行を確保すべき道路に接する政令で定める高さを超える建築物」については順次調査し台帳に整理します。

### 1) 角田市が有する多数のものが利用する特定建築物

角田市が有する多数の者が利用する特定建築物は、以下に示すとおり37カ所あります。

このうち、新耐震基準以降に建築された建築物は17カ所、新耐震基準以前に建築された建築物は20箇所ありますが、耐震診断による耐震性の確認及び耐震改修により耐震性を確保したことにより、耐震化率は97.3%になります。

▼市有建築物のうち、特定建築物の耐震化の状況

(棟数、%)

|                 |                                | 全棟数<br>A | 昭和55年以前<br>の建築物<br>の棟数<br>B | 耐震性あり<br>建築物<br>C | 昭和56年以<br>降の建築物<br>の棟数<br>D | 耐震性あり<br>建築物<br>E=C+D | 令和2年3月<br>現在の耐震<br>化率<br>E/A |
|-----------------|--------------------------------|----------|-----------------------------|-------------------|-----------------------------|-----------------------|------------------------------|
|                 |                                |          |                             |                   |                             |                       |                              |
| 防災対策施設          | 市役所                            | 2        | 2                           | 1                 | 0                           | 1                     | 50.0%                        |
| 避難施設等           | 学校、体育館、幼稚園、保育所                 | 32       | 17                          | 17                | 15                          | 32                    | 100.0%                       |
| 医療施設            | 病院・診療所                         | 0        | 0                           | 0                 | 0                           | 0                     | 0.0%                         |
| 社会福祉施設等         | 老人ホーム等                         | 1        | 0                           | 0                 | 1                           | 1                     | 100.0%                       |
| 不特定多数人員<br>収容施設 | 劇場、百貨店、飲食店、ホテル・旅館、遊技場、美術館、博物館等 | 2        | 1                           | 1                 | 1                           | 2                     | 100.0%                       |
| 特定多数人員収<br>容施設  | 事務所、工場、共同住宅、寄宿舎等               | 0        | 0                           | 0                 | 0                           | 0                     | 0.0%                         |
| 合計              |                                | 37       | 20                          | 19                | 17                          | 36                    | 97.3%                        |

## 2) 民間が有する多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状

民間が角田市内に有する多数の者が利用する特定建築物は、以下に示すとおり 24 カ所あります。このうち、新耐震基準以降に建築された建築物は 17 カ所となっており、また、新耐震基準以前の建築物で耐震性のある建築物が 4 カ所であり、合計 21 カ所が耐震性のある建築物となっています。

この結果、民間が角田市内に有する特定建築物の耐震化率は 87.5%になります。

▼民間建築物のうち、特定建築物の耐震化の状況

(棟数、%)

|                 |                                | 全棟数<br>A | 昭和55年以前<br>の建築物<br>の棟数<br>B | 耐震性あり<br>建築物<br>C | 昭和56年以<br>降の建築物<br>の棟数<br>D | 耐震性あり<br>建築物<br>E=C+D | 令和2年3月<br>現在の耐震<br>化率<br>E/A |
|-----------------|--------------------------------|----------|-----------------------------|-------------------|-----------------------------|-----------------------|------------------------------|
|                 |                                |          |                             |                   |                             |                       |                              |
| 防災対策施設          | 市役所                            | 0        | 0                           | 0                 | 0                           | 0                     | 0.0%                         |
| 避難施設等           | 学校、体育館、幼稚園、保育所                 | 2        | 0                           | 0                 | 2                           | 2                     | 100.0%                       |
| 医療施設            | 病院・診療所                         | 5        | 2                           | 0                 | 3                           | 3                     | 60.0%                        |
| 社会福祉施設等         | 老人ホーム等                         | 3        | 1                           | 1                 | 2                           | 3                     | 100.0%                       |
| 不特定多数人員<br>収容施設 | 劇場、百貨店、飲食店、ホテル・旅館、遊技場、美術館、博物館等 | 2        | 1                           | 0                 | 1                           | 1                     | 50.0%                        |
| 特定多数人員収<br>容施設  | 事務所、工場、共同住宅、寄宿舎等               | 12       | 3                           | 3                 | 9                           | 12                    | 100.0%                       |
| 合計              |                                | 24       | 7                           | 4                 | 17                          | 21                    | 87.5%                        |

## 3) 多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状

角田市内にある多数の者が利用する特定建築物は、1) の市有の特定建築物と 2) 民間の特定建築物の合計で現わすことができます。

その結果、角田市内に多数の者が利用する特定建築物は、61 カ所あり、このうち新耐震基準以降に建築された建築物は 34 カ所、新耐震基準以前の建物で耐震性のある建築物が 23 カ所、合計 57 カ所が耐震性のある建築物となっています。



以上のことから、角田市内にある多数の者が利用する特定建築物の耐震化率は93.4%になります。

▼特定建築物の耐震化の状況 (棟数、%)

|                 |                                | 全棟数<br>A | 昭和55年以前<br>の建築物<br>の棟数<br>B | 耐震性あり<br>建築物<br>C | 昭和56年以<br>降の建築物<br>の棟数<br>D | 耐震性あり<br>建築物<br>E=C+D | 令和2年3月<br>現在の耐震<br>化率<br>E/A |
|-----------------|--------------------------------|----------|-----------------------------|-------------------|-----------------------------|-----------------------|------------------------------|
|                 |                                |          |                             |                   |                             |                       |                              |
| 防災対策施設          | 市役所                            | 2        | 2                           | 1                 | 0                           | 1                     | 50.0%                        |
| 避難施設等           | 学校、体育館、幼稚園、保育所                 | 34       | 17                          | 17                | 17                          | 34                    | 100.0%                       |
| 医療施設            | 病院・診療所                         | 5        | 2                           | 0                 | 3                           | 3                     | 60.0%                        |
| 社会福祉施設等         | 老人ホーム等                         | 4        | 1                           | 1                 | 3                           | 4                     | 100.0%                       |
| 不特定多数人員<br>収容施設 | 劇場、百貨店、飲食店、ホテル・旅館、遊技場、美術館、博物館等 | 4        | 2                           | 1                 | 2                           | 3                     | 75.0%                        |
| 特定多数人員収容施設      | 事務所、工場、共同住宅、寄宿舎等               | 12       | 3                           | 3                 | 9                           | 12                    | 100.0%                       |
| 合計              |                                | 61       | 27                          | 23                | 34                          | 57                    | 93.4%                        |

### ⑦ 市有建築物の耐震化の現状（特定建築物含む）

角田市が有する建築物の内、原則として、非木造で2階建以上又は延べ床面積が200㎡超の建築物（ただし、保育所や児童館等の多数の者が利用する福祉施設等の建築物については、木造も対象とします。）を市有建築物の対象と定め、その耐震化の状況を以下に示します。

現在、角田市には84棟の市有建築物があります。この内、新耐震基準以前（昭和55年以前）の建物が42棟あり、耐震診断及び耐震改修により耐震性の確認、確保ができた建築物が32棟でした。

この結果、市有建築物の耐震化率は、88.1%になります。

▼市有建築物の耐震化の状況 (棟数、%)

|                 |                                | 全棟数<br>A | 昭和55年以前<br>の建築物<br>の棟数<br>B | 耐震性あり<br>建築物<br>C | 昭和56年以<br>降の建築物<br>の棟数<br>D | 耐震性あり<br>建築物<br>E=C+D | 令和2年3月<br>現在の耐震<br>化率<br>E/A |
|-----------------|--------------------------------|----------|-----------------------------|-------------------|-----------------------------|-----------------------|------------------------------|
|                 |                                |          |                             |                   |                             |                       |                              |
| 防災対策施設          | 市役所                            | 2        | 2                           | 1                 | 0                           | 1                     | 50.0%                        |
| 避難施設等           | 学校、体育館、幼稚園、保育所                 | 58       | 33                          | 28                | 25                          | 53                    | 91.4%                        |
| 医療施設            | 病院・診療所                         | 0        | 0                           | 0                 | 0                           | 0                     | 0.0%                         |
| 社会福祉施設等         | 老人ホーム等                         | 3        | 1                           | 1                 | 2                           | 3                     | 100.0%                       |
| 不特定多数人員<br>収容施設 | 劇場、百貨店、飲食店、ホテル・旅館、遊技場、美術館、博物館等 | 11       | 2                           | 1                 | 9                           | 10                    | 90.9%                        |
| 特定多数人員収容施設      | 事務所、工場、共同住宅、寄宿舎等               | 10       | 4                           | 1                 | 6                           | 7                     | 70.0%                        |
| 合計              |                                | 84       | 42                          | 32                | 42                          | 74                    | 88.1%                        |

耐震改修促進法における規制対象一覧

| 法        | 政令第6条第2項, 3項                     | 用途  | 努力義務(法第14条), 指導・助言(法第15条第1項)対象建築物 | 指示対象建築物(法第15条第2項)            | 耐震診断義務付対象建築物(法第7条, 法附則第3条)   |
|----------|----------------------------------|---|-----------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 法第14条第1号 | 第1号                              | 幼稚園, 幼保連携型認定こども園, 保育所                       | 階数2以上かつ500㎡以上                     | 階数2以上かつ750㎡以上                | 階数2以上かつ1,500㎡以上              |
|          | 第2号                              | 学校<br>小学校, 中学校, 義務教育学校, 中等教育学校の前期課程, 特別支援学校 | 階数2以上かつ1,000㎡以上(屋内運動場の面積を含む)      | 階数2以上かつ1,500㎡以上(屋内運動場の面積を含む) | 階数2以上かつ3,000㎡以上(屋内運動場の面積を含む) |
|          |                                  | 老人ホーム, 老人短期入所施設, 福祉ホームその他これらに類するもの          | 階数2以上かつ1,000㎡以上                   | 階数2以上かつ2,000㎡以上              | 階数2以上かつ5,000㎡以上              |
|          |                                  | 老人福祉センター, 児童厚生施設, 身体障害者福祉センターその他これらに類するもの   | 階数2以上かつ1,000㎡以上                   | 階数2以上かつ2,000㎡以上              | 階数2以上かつ5,000㎡以上              |
|          | 第3号                              | 第2号以外の学校                                    | 階数3以上かつ1,000㎡以上                   |                              |                              |
|          | ボーリング場, スケート場, 水泳場その他これらに類する運動施設 | 階数3以上かつ1,000㎡以上                             | 階数3以上かつ2,000㎡以上                   | 階数3以上かつ5,000㎡以上              |                              |
|          | 病院, 診療所                          | 階数3以上かつ1,000㎡以上                             | 階数3以上かつ2,000㎡以上                   | 階数3以上かつ5,000㎡以上              |                              |
|          | 劇場, 観覧場, 映画館, 演芸場                | 階数3以上かつ1,000㎡以上                             | 階数3以上かつ2,000㎡以上                   | 階数3以上かつ5,000㎡以上              |                              |
|          | 集会場, 公会堂                         | 階数3以上かつ1,000㎡以上                             | 階数3以上かつ2,000㎡以上                   | 階数3以上かつ5,000㎡以上              |                              |
|          | 展示場                              | 階数3以上かつ1,000㎡以上                             | 階数3以上かつ2,000㎡以上                   | 階数3以上かつ5,000㎡以上              |                              |
|          | 卸売市場                             | 階数3以上かつ1,000㎡以上                             |                                   |                              |                              |
|          | 百貨店, マーケットその他の物品販売業を営む店舗         | 階数3以上かつ1,000㎡以上                             | 階数3以上かつ2,000㎡以上                   | 階数3以上かつ5,000㎡以上              |                              |
|          | ホテル, 旅館                          | 階数3以上かつ1,000㎡以上                             | 階数3以上かつ2,000㎡以上                   | 階数3以上かつ5,000㎡以上              |                              |
|          | 賃貸住宅(共同住宅に限る), 寄宿舎, 下宿           | 階数3以上かつ1,000㎡以上                             |                                   |                              |                              |
|          | 事務所                              | 階数3以上かつ1,000㎡以上                             |                                   |                              |                              |
|          | 博物館, 美術館, 図書館                    | 階数3以上かつ1,000㎡以上                             | 階数3以上かつ2,000㎡以上                   | 階数3以上かつ5,000㎡以上              |                              |
|          | 遊技場                              | 階数3以上かつ1,000㎡以上                             | 階数3以上かつ2,000㎡以上                   | 階数3以上かつ5,000㎡以上              |                              |



|                 |  |  |                                      |   |
|-----------------|--|--|--------------------------------------|---|
|                 | 公衆浴場   | 階数 3 以上かつ<br>1,000 m <sup>2</sup> 以上   | 階数 3 以上かつ<br>2,000 m <sup>2</sup> 以上 | 階数 3 以上かつ<br>5,000 m <sup>2</sup> 以上                                  |
|                 | 飲食店, キャバレー,<br>料理店, ナイトクラ<br>ブ, ダンスホールその<br>他これらに類するも<br>の   | 階数 3 以上かつ<br>1,000 m <sup>2</sup> 以上   | 階数 3 以上かつ<br>2,000 m <sup>2</sup> 以上 | 階数 3 以上かつ<br>5,000 m <sup>2</sup> 以上                                  |
|                 | 理髪店, 質屋, 貸衣裳<br>屋, 銀行その他これら<br>に類するサービス業<br>を営む店舗  | 階数 3 以上かつ<br>1,000 m <sup>2</sup> 以上   | 階数 3 以上かつ<br>2,000 m <sup>2</sup> 以上 | 階数 3 以上かつ<br>5,000 m <sup>2</sup> 以上                                  |
|                 | 工場   | 階数 3 以上かつ<br>1,000 m <sup>2</sup> 以上   | /                                    | /   |
|                 | 車両の停車場又は船<br>舶若しくは航空機の<br>発着場を構成する建<br>築物で旅客の乗降又<br>は待合の用に供する<br>もの  | 階数 3 以上かつ<br>1,000 m <sup>2</sup> 以上   | 階数 3 以上かつ<br>2,000 m <sup>2</sup> 以上 | 階数 3 以上かつ<br>5,000 m <sup>2</sup> 以上                                  |
|                 | 自動車車庫その他の<br>自動車又は自転車の<br>停留又は駐車のため<br>の施設   | 階数 3 以上かつ<br>1,000 m <sup>2</sup> 以上   | 階数 3 以上かつ<br>2,000 m <sup>2</sup> 以上 | 階数 3 以上かつ<br>5,000 m <sup>2</sup> 以上                                  |
|                 | 保健所, 税務署その他<br>これらに類する公益<br>上必要な建築物  | 階数 3 以上かつ<br>1,000 m <sup>2</sup> 以上   | 階数 3 以上かつ<br>2,000 m <sup>2</sup> 以上 | 階数 3 以上かつ<br>5,000 m <sup>2</sup> 以上                                  |
| 第 4 号           | 体育館 (一般公共の用<br>に供されるもの)  | 階数 1 以上かつ<br>1,000 m <sup>2</sup> 以上   | 階数 1 以上かつ<br>2,000 m <sup>2</sup> 以上 | 階数 1 以上かつ<br>5,000 m <sup>2</sup> 以上                                  |
| 法第 14 条第 2<br>号 | 危険物の貯蔵又は処<br>理場の用途に供する<br>建築物  | 政令で定める数<br>量以上の危険物<br>を貯蔵, 処理する<br>建築物 | 階数 1 以上かつ<br>500 m <sup>2</sup> 以上   | 階数 1 以上かつ<br>5,000 m <sup>2</sup> 以上で敷<br>地境界線から一<br>定距離以内に存<br>する建築物 |
| 法第 14 条第 3<br>号 | 地震によって倒壊し<br>た場合においてその<br>敷地に接する道路の<br>通行を妨げ, 多数の者<br>の円滑な避難を困難<br>とするおそれがあり,<br>その敷地が本計画に<br>記載された道路に接<br>する建築物 | 政令で定める高<br>さを超える建築<br>物                | 政令で定める高<br>さを超える建築<br>物              | 政令で定める高<br>さを超える建築<br>物   |

### (3) 宮城県沖地震等の被害想定

#### ①第三次宮城県地震被害想定調査結果の概要

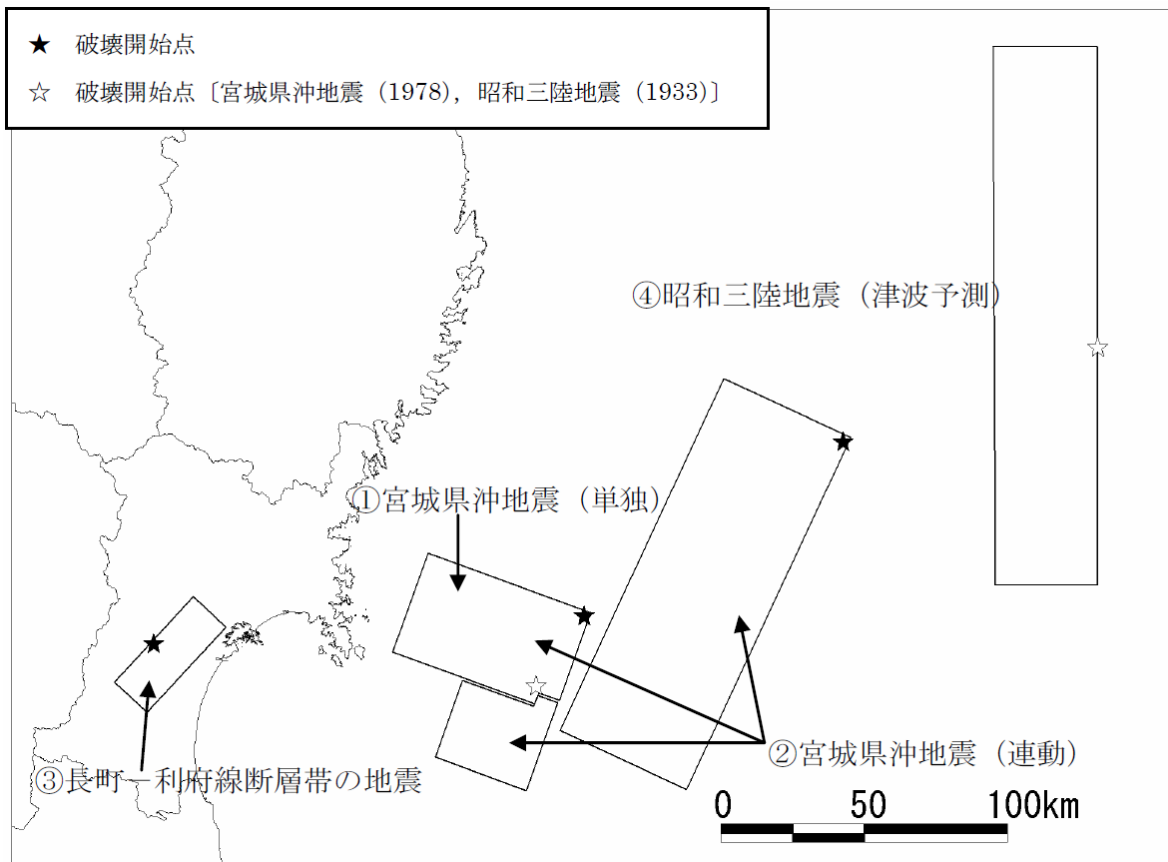
宮城県沖地震の長期評価が再評価され、被害想定調査が実施されるまでは、東日本大震災前のデータを用いることとし、被害想定調査結果が公表された後、見直すこととする。

宮城県では、1978年宮城県沖地震以降の昭和59年度～61年度と1995年兵庫県南部地震以降の平成7年度～8年度に地震被害想定調査を実施し、地震対策を行ってきました。

地震調査研究推進本部(2000年)から宮城県沖地震の長期評価において、今後10年の間に30%、20年の間に80%、30年の間に90%を超える確率で発生する可能性があるとの発表があり、これを受けて宮城県では、平成14年度～15年度にかけて、第三次の地震被害想定調査を実施しました。

想定地震は、地震調査研究推進本部で想定された、宮城県沖地震(単独)と(連動)、そして仙台市の直下に位置している長町―利府線断層帯の地震の3地震とし、最新のデータや知見を取り入れて地震被害想定を行っています。

▼第三次地震被害想定で想定した地震の断層モデル位置図



## ②建築物被害の予測結果

地震被害想定調査結果の概要は以下のとおりです。

### ▼地震被害想定調査結果の概要（宮城県耐震改修促進計画）

| 想定地震<br>項目                             |               | ①宮城県沖地震(単独)<br>(海洋型)   | ②宮城県沖地震(連動)<br>(海洋型)  | ③長町-利府断層帯<br>の地震(内陸直下)                                       |          |
|--|---------------|--|---|--|----------|
| モーメント・<br>マグニチュード<br>(M <sub>w</sub> ) |               | 7.6  | 8.0   | 7.1  |          |
| 予想震度                                   |               | 県北部の旧矢本町から旧中田町にかけての地域、旧小牛田町周辺、仙台市東南で震度6強、これらの周辺で震度6弱となり、県北部の中央部を中心に影響を及ぼすと予想される。 | 県北部の旧鳴瀬町から旧桃生町にかけての地域、旧小牛田町から旧南方町にかけての地域で震度6強、これらの周辺で震度6弱となり、県北部の中央部を中心に影響を及ぼすと予想される。 | 仙台市の青葉区および泉区の東部で震度6強、その周辺で震度6弱となっている。仙台市の東部を中心に影響を及ぼすと予想される。 |          |
| 液状化危険度                                 |               | 県北部および仙台周辺の平地において液状化危険度が高くなっている。   | 単独地震と同様、県北部および仙台周辺の平地において液状化危険度が高くなっている。  | 仙台市東部および大郷町の平地で液状化危険度が高いところが分布している。                          |          |
| 主な<br>想定<br>被害<br>の<br>結果              | 建<br>築<br>物   | 全壊・大破棟数  | 5,496棟  | 7,595棟   | 15,251棟  |
|  |               | 半壊・中破棟数  | 38,701棟   | 50,896棟  | 40,537棟  |
|  | 火<br>災        | 炎上出火数  | 122棟  | 158棟   | 199棟     |
|  |               | うち 延焼<br>出火数   | 71棟   | 95棟  | 119棟     |
|  |               | 焼失棟数   | 2,482棟  | 2,874棟   | 4,509棟   |
|  | 人<br>的        | 死者数  | 96人   | 164人   | 620人     |
|  |               | 負傷者数   | 4,014人  | 6,170人   | 11,003人  |
|  |               | うち 重傷<br>者数  | 468人  | 658人   | 983人     |
|  |               | 要救出者数  | 366人  | 663人   | 5,038人   |
|  |               | 短期避難者<br>数   | 90,335人   | 122,174人   | 173,239人 |
|  | うち 長期<br>避難者数 | 13,010人  | 16,669人   | 41,066人  |          |

(注) 被害の数字は冬の夕方(18時頃)に地震が発生し、風向が西北西、風速が6m/秒のケース

被害の分布としては、宮城県沖地震の単独および連動が北部を中心として県内一帯の低地部において被害が発生するのに対し、長町ー利府線断層帯については断層近傍の仙台市周辺に被害が集中する傾向となります。

以上の結果、全半壊率で10%を超えると想定される地域は以下のとおりです。

宮城県沖地震（単独）：大崎市（旧松山町、旧三本木町、旧鹿島台町、旧田尻町）、涌谷町、美里町（旧小牛田町、旧南郷町）、登米市（旧迫町、旧米山町、旧南方町）、石巻市（旧河南町、旧桃生町）、東松島市（旧矢本町、旧鳴瀬町）の14地域

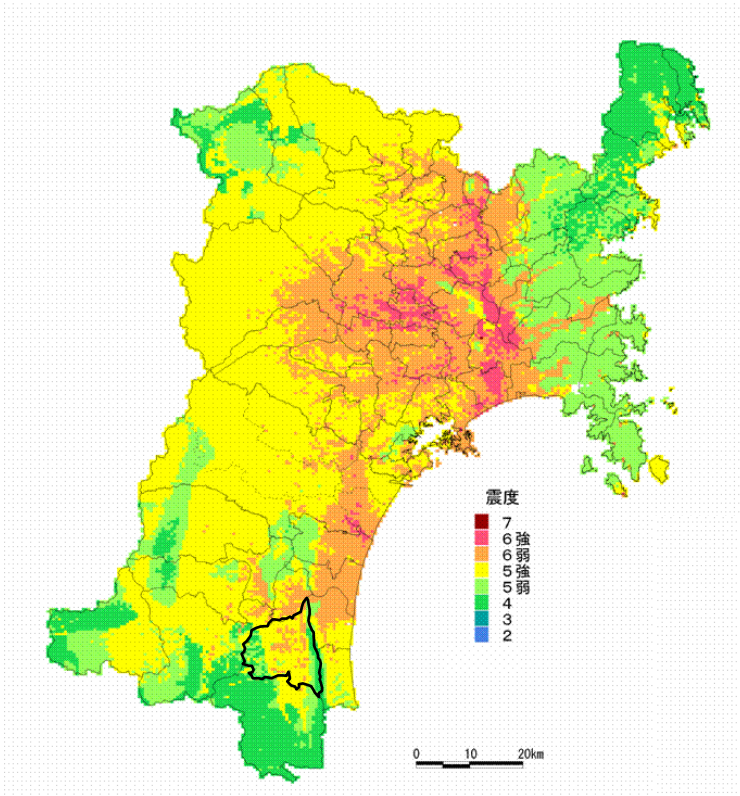
宮城県沖地震（連動）：石巻市（旧石巻市、旧河北町、旧河南町、旧桃生町）、松島町、大崎市（旧鹿島台町、旧田尻町）、涌谷町、美里町（旧小牛田町、旧南郷町）、栗原市（旧瀬峰町）、登米市（旧米山町、旧南方町）、東松島市（旧矢本町、旧鳴瀬町）の15地域

長町ー利府線断層帯：青葉区、宮城野区、太白区、泉区の4区

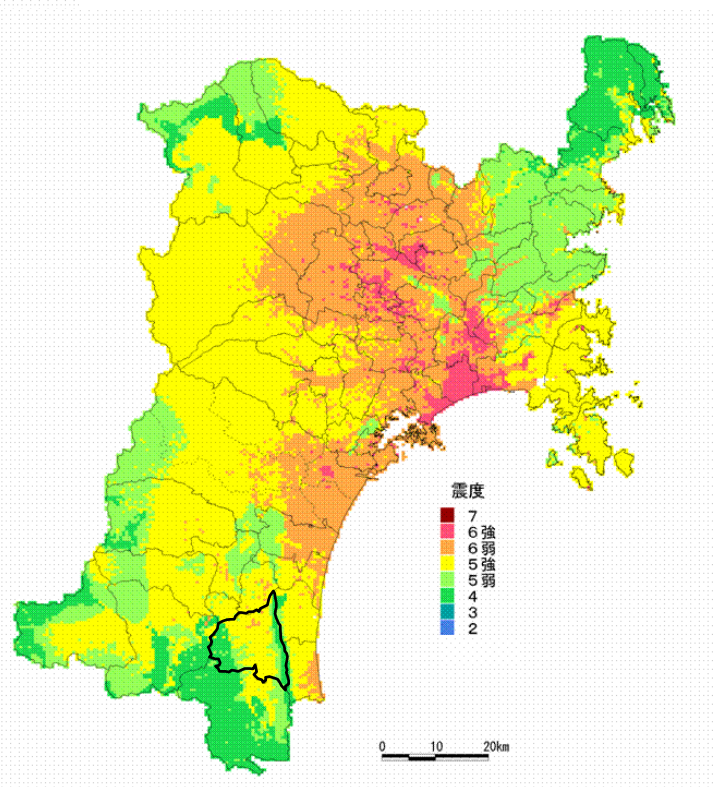
▼ 全県における建築物の被害予測結果一覧表（宮城県耐震改修促進計画）

| 項目          | 被害項目        | 宮城県沖地震<br>(単独) |      | 宮城県沖地震<br>(連動) |      | 長町一利府<br>線断層帯 |      |
|-------------|-------------|----------------|------|----------------|------|---------------|------|
|             |             | 棟数             | 率(%) | 棟数             | 率(%) | 棟数            | 率(%) |
| 木造建物        | 揺れによる全壊     | 2,693          | 0.3  | 4,517          | 0.5  | 11,626        | 1.4  |
|             | 揺れによる半壊     | 33,732         | 4.0  | 45,622         | 5.4  | 36,047        | 4.3  |
|             | 液状化による全壊    | 2,445          | 0.3  | 2,639          | 0.3  | 1,010         | 0.1  |
|             | 液状化による半壊    | 4,211          | 0.5  | 4,282          | 0.5  | 1,642         | 0.2  |
|             | 揺れ+液状化による全壊 | 5,138          | 0.6  | 7,157          | 0.8  | 12,637        | 1.5  |
|             | 揺れ+液状化による半壊 | 37,943         | 4.5  | 49,904         | 5.9  | 37,689        | 4.5  |
| 鉄筋コンクリート造建物 | 揺れによる全壊     | 19             | 0.1  | 32             | 0.1  | 138           | 0.5  |
|             | 揺れによる半壊     | 144            | 0.5  | 233            | 0.8  | 603           | 2.0  |
|             | 液状化による全壊    | 61             | 0.2  | 68             | 0.2  | 32            | 0.1  |
|             | 液状化による半壊    | 126            | 0.4  | 138            | 0.5  | 64            | 0.2  |
|             | 揺れ+液状化による全壊 | 80             | 0.3  | 100            | 0.3  | 170           | 0.6  |
|             | 揺れ+液状化による半壊 | 269            | 0.9  | 371            | 1.2  | 667           | 2.2  |
| 鉄骨造建物       | 揺れによる全壊     | 26             | 0.0  | 56             | 0.0  | 2,328         | 2.0  |
|             | 揺れによる半壊     | 89             | 0.1  | 177            | 0.2  | 2,009         | 1.7  |
|             | 液状化による全壊    | 252            | 0.2  | 282            | 0.2  | 116           | 0.1  |
|             | 液状化による半壊    | 398            | 0.3  | 444            | 0.4  | 172           | 0.1  |
|             | 揺れ+液状化による全壊 | 278            | 0.2  | 338            | 0.3  | 2,445         | 2.1  |
|             | 揺れ+液状化による半壊 | 488            | 0.4  | 621            | 0.5  | 2,181         | 1.9  |
| 全建物         | 揺れによる全壊     | 2,737          | 0.3  | 4,606          | 0.5  | 14,093        | 1.4  |
|             | 揺れによる半壊     | 33,965         | 3.4  | 46,032         | 4.6  | 38,658        | 3.9  |
|             | 液状化による全壊    | 2,758          | 0.3  | 2,989          | 0.3  | 1,158         | 0.1  |
|             | 液状化による半壊    | 4,735          | 0.5  | 4,864          | 0.5  | 1,878         | 0.2  |
|             | 揺れ+液状化による全壊 | 5,496          | 0.6  | 7,595          | 0.8  | 15,251        | 1.5  |
|             | 揺れ+液状化による半壊 | 38,701         | 3.9  | 50,896         | 5.1  | 40,537        | 4.1  |

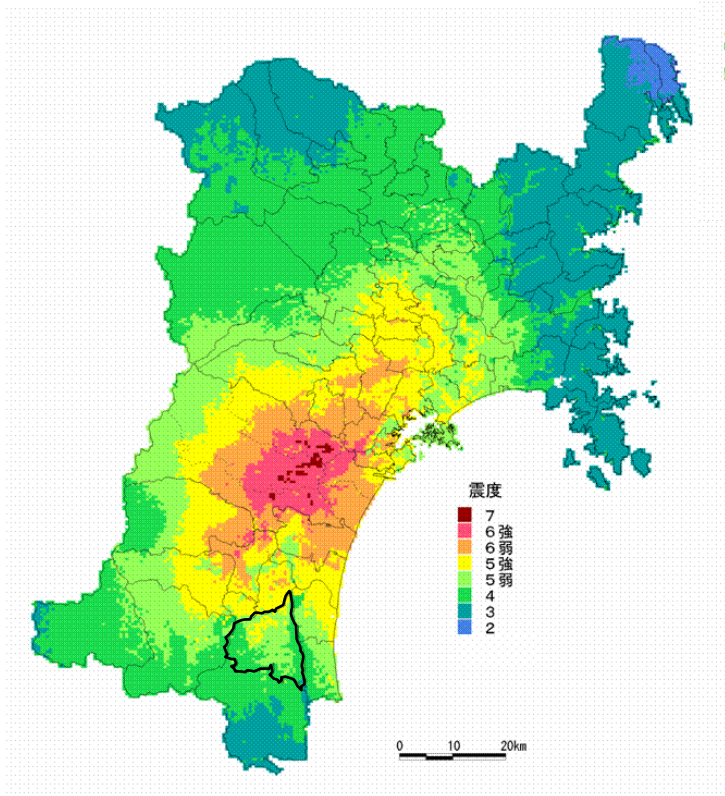
【宮城県沖地震単独型における震度分布】



【宮城県沖地震連動型における震度分布】



【長町一利府線断層帯の地震における震度分布】





#### (4) 計画策定の必要性

1978年の宮城県沖地震は、地震発生が午後5時14分であったこともあり、県内の死者27人のうち、家屋の倒壊など屋内で死亡した方は8人でした。

しかし、平成7年1月の阪神・淡路大震災（兵庫県南部地震）では、地震により6,400人余の尊い命が奪われました。このうち地震による直接的な死者数は、5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。

これは、ほとんどの住民が就寝していた午前5時46分に発生したため、死者の大部分が建築物の倒壊によるものであったためです。

同地震による建築物の被害状況について多くの調査・分析によると、昭和56年5月以前、いわゆる新耐震設計基準の施行以前に着工された建築物の被害が甚大であることが明らかとなりました。これらの教訓を踏まえて、耐震診断・耐震改修を促進することを目的として、平成7年12月に「**建築物の耐震改修の促進に関する法律**」が施行されました。しかし近年、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震など大地震が頻発しており、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。

東海地震、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都圏直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されています。

建築物の耐震改修については、国の中央防災会議で決定された「建築物の耐震化緊急対策方針」（平成17年9月）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、「東海、東南海・南海地震に関する地震防災戦略」（同年3月）において、十年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるという目標の達成のための最も重要な課題とされ、緊急かつ最優先に取り組むべきものとして位置づけられました。

特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められています。

このような認識の下、国は、平成17年11月に法を改正し、平成18年1月に基本的な方針を定め、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成27年までには少なくとも9割とすることを目標と決めました。同時に、各都道府県に対して、耐震改修促進計画の策定を義務付け、平成19年5月には「宮城県耐震改修促進計画」が定められました。

また、市町村については、法律上、努力義務ではあるものの「宮城県耐震改修促進計画」において早期に市町村計画を作成するように求めていることや、地震調査研究推進本部から「宮城県沖地震の長期評価（H13.12）」や「活断層及び海溝型地震の長期評価結果（H19.1）」が公表される等、既存建築物の耐震診断・耐震改修の必要性、緊急性がより明確となってきたことから、角田市においても耐震改修促進計画の必要性が高まり、本計画を定めました。

更に国は、平成27年度末の当初目標年に対して耐震化が予定通りには進んでいないことが想定されることから、平成25年5月に耐震改修促進法の一部を改正した（平成25年11月25日に施行された）。この法改正で、耐震化を加速させる内容として、一部の建築物に対しての耐震断の義務化、耐震診断結果の公表が位置付けられると共に、「国土強靱化アクションプラン2015」等において、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成32年までに95%とする目標

を定め、建築物に対する指導等の強化や計画的な耐震化の促進を図っている。

これらの背景をふまえて、上位計画である「宮城県耐震改修促進計画」が平成 28 年 3 月に見直され、計画期間を平成 27 年度から平成 32 年度（令和 2 年度）まで延長したため、本計画においても同期間に延長し目標や施策の見直しを行いました。

さらに、「宮城県耐震改修促進計画」が令和 3 年 3 月に再度見直され、令和 2 年度から令和 7 年度まで延長したため、本計画においても同期間に延長し目標や施策の見直しを行います。

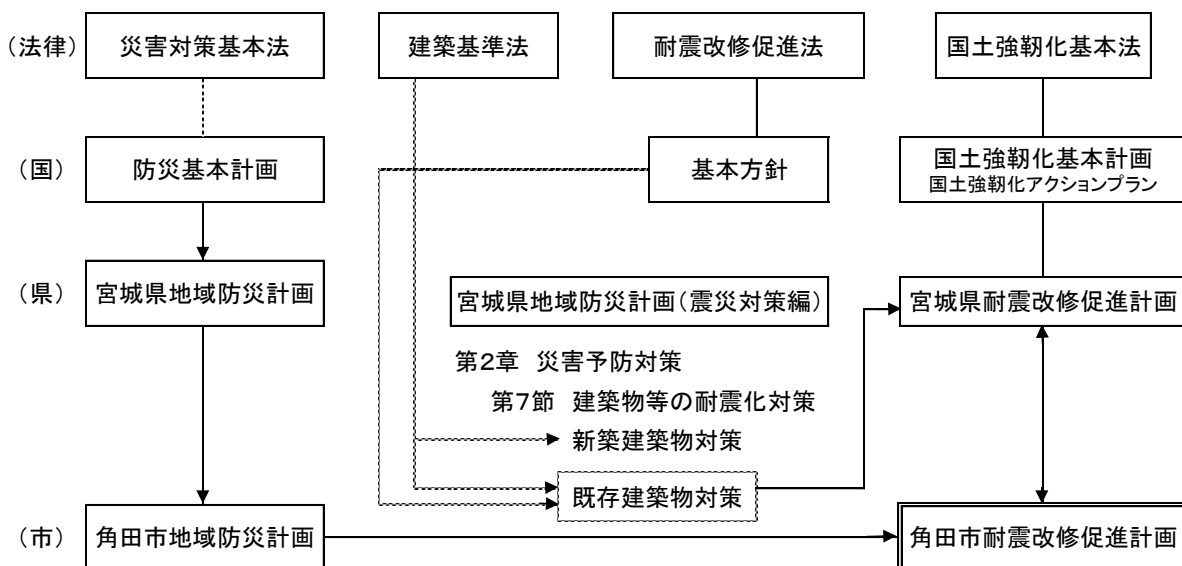
## 2. 計画の目的・位置づけ

### (1) 計画の目的

本計画は、地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、県や建築関係団体等と連携して、既存建築物の耐震診断、耐震改修を総合的かつ計画的に促進するための枠組みを定めることを目的とします。

### (2) 計画の位置付け

本計画は、法第6条第1項の規定に基づき策定するものであり、「宮城県地域防災計画」や「角田市地域防災計画」を上位計画として、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画とします。



### (3) 計画期間

計画期間を、令和2年度（平成32年度）から令和7年度まで延長することとします。なお、計画の進捗状況の検証等により、必要に応じて計画内容を見直します。

### 3. 基本方針・計画の目標

#### (1) 基本方針

住宅・建築物における耐震化の促進を図るためには、住宅・建築物等の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識し取り組むことが重要です。

本市は県とともに、こうした住宅・建築物所有者等の取組みに対する支援から、耐震診断及び耐震改修を行いやすくするため、負担軽減制度の構築や環境整備等の必要な施策を講じ、耐震改修の促進に取り組むものです。

#### (2) 主体別役割

建築物の所有者又は管理者が自らの責任において、その安全性を確保することが建築物の防災対策上の原則です。特に、災害応急対策に利用される公共建築物や多数の者が利用する建築物については、耐震性を含めた安全性を確保する社会的責任がその所有者等にあります。

そして、本市、建築関係団体及び建築物所有者等は、既存建築物の耐震診断・改修の促進のため、以下の事項の実施に努めることとします。

##### ① 角田市

- 地域固有の課題を勘案のうえ、耐震改修促進計画を策定します。
- 学校教育の中で、防災教育を積極的に取り入れていきます。
- 宮城県建築物等地震対策推進協議会活動への参画と地域に設立される住宅耐震隊と連携により、建築物の耐震化の促進を図ります。
- 住民に対し、地域の防災性や建築物の耐震診断・耐震改修に関する知識の普及・啓発、情報提供、相談窓口の設置を行ないます。
- 市が所有する建築物の耐震診断・耐震改修を計画的に実施します。
- 耐震診断・耐震改修に係る助成措置の充実に努めます。

##### ② 建築関係団体

- 耐震診断・耐震改修の相談窓口を設けます。
- 宮城県建築物等地震対策推進協議会活動への参画と市町村と連携した住宅耐震隊の活動により、建築物の耐震化の促進を図ります。
- 耐震診断・耐震改修に係る講習会の開催等、建築技術者の技術向上に努めるとともに、当該講習会の受講者の活用促進を図ります。

##### ③ 建築物所有者等

- 建築物（住宅を含む）の所有者又は管理者は、建築物の耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努めます。

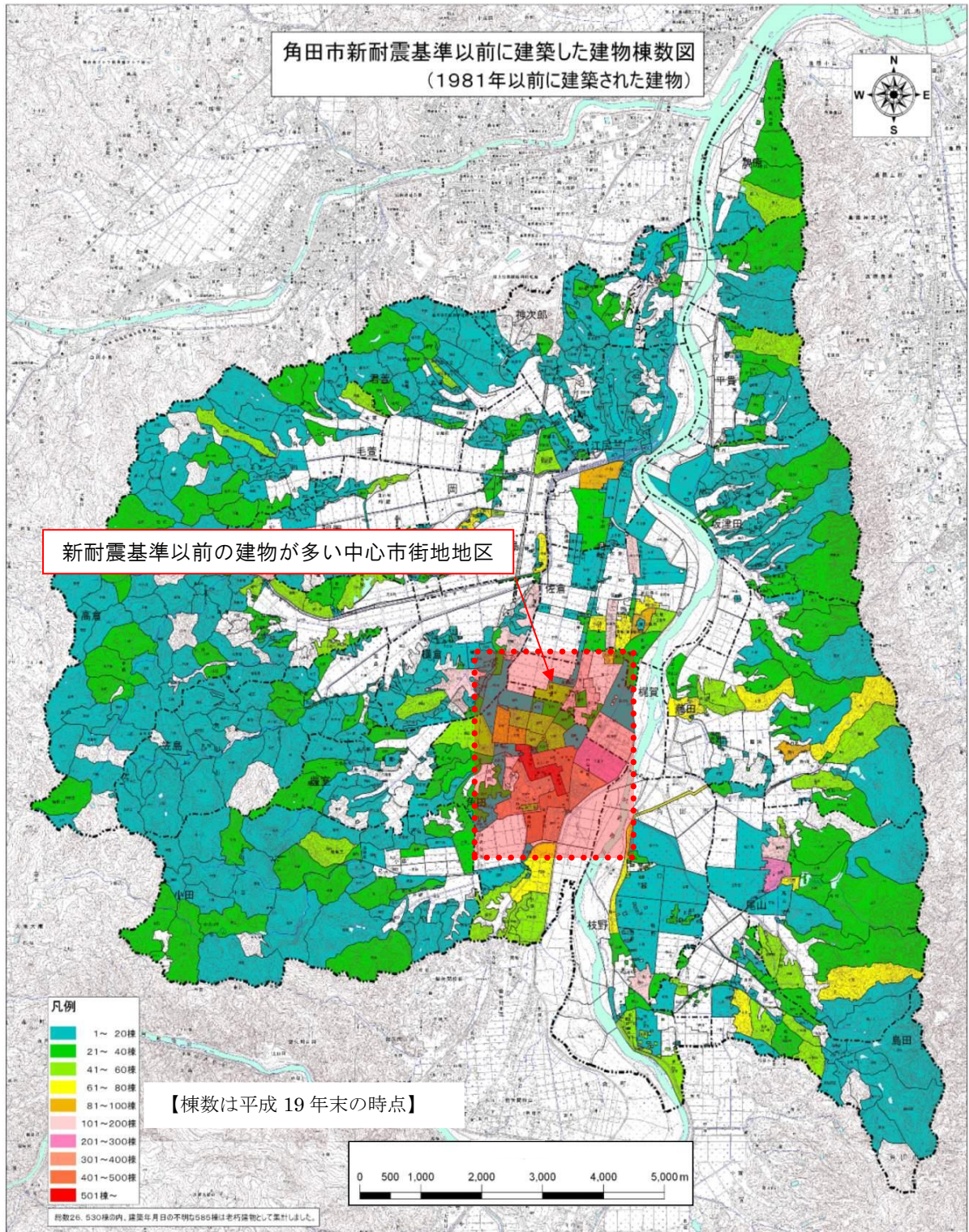


### (3) 対象地域・対象建築物

#### ① 対象地域

対象地域は市内全域とします。

なお、重点的に耐震化すべき区域については、新耐震基準以前の建物や耐用年数が満了した老朽建物の多い中心市街地の区域を定めることとします。



## ② 対象建築物

建築物の用途、規模、構造及び建設年度等を踏まえ、震災時における必要性や緊急性を勘案し、優先的に耐震改修等を行う必要のある建築物は、以下のとおりとします。

(原則として、いわゆる新耐震設計基準の施行日(昭和56年6月1日)より前に建築確認を得て建築された建築物を対象とする)

### 【住宅】

住宅等の建築物については、以下のとおりとする。

- ・住宅(大規模な分譲・賃貸等の共同住宅を含む。)

### 【特定建築物】

法第14条第1号、第2号及び第3号に規定する建築物で、法施行令第6条及び第7条で定める規模等の要件に該当するもの。

- ・多数の者が利用する建築物(学校、病院、劇場、集会場、百貨店、事務所、ホテル、老人ホーム、賃貸住宅(共同住宅に限る。))等で一定規模以上のもの
- ・一定数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- ・地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れがある建築物

### 【市有建築物】

市有建築物については、以下の施設用途区分等を勘案して、優先順位を定める。

- ・防災拠点となる施設
- ・被災時における避難、救護に必要な施設
- ・高齢者、身体障害者等災害弱者が利用する施設
- ・多数の者が利用する施設
- ・その他の施設(倉庫等の市民又は職員が日常時に使用しない建築物は除きます。)



#### (4) 耐震化の目標

##### ①住宅

令和7年度末までには、住宅の耐震化率を95%以上にすることを目標とします。

なお、耐震化の進捗状況については、住宅・土地統計調査が5年ごとに実施されることから、その集計結果をもとに進行管理をおこないます。

##### ▼住宅の耐震化率の目標

|     | 現状の耐震化率 | 目標とする耐震化率<br>(令和7年度末) |
|-----|---------|-----------------------|
| 住 宅 | 80.67%  | 95%以上                 |

注) 耐震化の現況は平成30年住宅・土地統計調査時

##### ②特定建築物

特定建築物の耐震化率については、令和7年度末までに概ね解消することを目標とします。

##### ▼多数の者が利用する特定建築物の耐震化率の目標

|                 |                                | 現況の耐震化率<br>(令和2年3月) | 目標とする耐震化率<br>(令和7年度末) |
|-----------------|--------------------------------|---------------------|-----------------------|
| 防災対策施設          | 市役所                            | 50.0% ( 1/ 2)       | 概ね解消                  |
| 避難施設等           | 学校、体育館、幼稚園、保育所                 | 100.0% ( 34/34)     | 概ね解消                  |
| 医療施設            | 病院・診療所                         | 60.0% ( 3/ 5)       | 概ね解消                  |
| 社会福祉施設等         | 老人ホーム等                         | 100.0% (4/ 4)       | 概ね解消                  |
| 不特定多数人員<br>収容施設 | 劇場、百貨店、飲食店、ホテル・旅館、遊技場、美術館、博物館等 | 75.0% ( 3/ 4)       | 概ね解消                  |
| 特定多数人員<br>収容施設  | 事務所、工場、共同住宅、寄宿舍                | 100.0% (12/12)      | 概ね解消                  |
|                 | うち、共同住宅等                       | 100.0% (5/ 5)       | 概ね解消                  |
| 計               |                                | 93.4% (57/61)       | 概ね解消                  |

### ③市有建築物

市有建築物については、地震による被害を最小限にとどめるため、防災上重要な拠点施設及び多数の市民が利用する施設等の耐震化を優先するなど、防災対策上の重要度・緊急度を踏まえながら計画的に耐震化（耐震診断、建替、耐震改修、除却）を進め、令和7年度末までに全施設を耐震化（100%）することを目標とします。

また、耐震化の進捗状況については、定期的に確認し、進行管理を行ないます。

#### ▼市有建築物の耐震化率の目標（市有特定建築物含む）

|                 |                                | 現況の耐震化率<br>（令和2年3月） | 目標とする耐震化率<br>（令和7年度末） |
|-----------------|--------------------------------|---------------------|-----------------------|
| 防災対策施設          | 市役所                            | 50.0%（1/2）          | 100%                  |
| 避難施設等           | 学校、体育館、幼稚園、保育所                 | 91.4%（53/58）        | 100%                  |
| 医療施設            | 病院・診療所                         | 0.0%（0/0）           | 100%                  |
| 社会福祉施設等         | 老人ホーム等                         | 100.0%（3/3）         | 100%                  |
| 不特定多数人員<br>収容施設 | 劇場、百貨店、飲食店、ホテル・旅館、遊技場、美術館、博物館等 | 90.9%（10/11）        | 100%                  |
| 特定多数人員<br>収容施設  | 事務所、工場、共同住宅、寄宿舍                | 70.0%（7/10）         | 100%                  |
|                 | うち、共同住宅等                       | 100.0%（4/4）         | 100%                  |
| 計               |                                | 88.1%（74/84）        | 100%                  |

## 4. 住宅・建築耐震化の実施計画

### (1) 住宅

#### ①普及・啓発

宮城県沖地震、利府一長町断層帯による地震による地域毎の予測震度、被害想定などについて情報提供するとともに、耐震化技術、法律・税制、融資制度など地震対策に関する情報を、パンフレット、ホームページなど多様な手段により、所有者、居住者等に提供します。

特に、宮城県沖地震への対応の緊急性、耐震診断・耐震改修の必要性については、十分に周知します。

#### ②耐震診断の促進

耐震診断の促進を図るため、助成事業を実施するとともに、助成制度の拡充に努めます。

#### ③耐震改修の促進

耐震改修の促進を図るため、助成事業を実施するとともに、助成制度の拡充に努めます。

特に高齢者のみの住宅や身体障害者等が同居する住宅をはじめ、避難場所・避難道路・緊急輸送道路等に沿った住宅について、耐震改修の促進を図ります。

### (2) 特定建築物

#### ①普及・啓発

宮城県沖地震、利府一長町断層帯による地震による地域毎の予測震度、被害想定などについて情報提供するとともに、耐震化技術、法律・税制、融資制度など地震対策に関する情報を、パンフレット、ホームページなど多様な手段により、特定建築物の所有者、利用者等に提供します。

特に、宮城県沖地震への対応の緊急性、特定建築物の耐震診断・耐震改修の必要性については、建築物所有者等に十分に周知します。

#### ②耐震診断の促進

耐震診断の促進を図るため、必要な情報提供等の拡充に努めるとともに、住宅・建築物耐震改修等事業の活用等を検討します。

#### ③耐震改修の促進

耐震改修の促進を図るため、必要な情報提供等の拡充に努めるとともに、住宅・建築物耐震改修等事業の活用等を検討します。

### (3) 市有建築物

#### ①台帳の整備

管理者、規模、構造、用途、建築・改築時期、耐震診断・耐震改修の有無・今後の予定等からなる台帳を整備します。

#### ②耐震診断の実施

整備された台帳を基に、耐震診断・耐震改修の緊急性を判断し、建物毎に耐震診断・耐震改修の実実施計画を定めるものとします。また、耐震診断については、耐震安全性が確保されていることが明らかなものを除いて、すべての対象建築物で平成 32 年度までに実施します。

#### ③耐震改修の実施

策定された耐震診断・耐震改修の実実施計画に沿って、計画的に耐震改修を進め、令和 7 年度までに全ての耐震改修を終了します。

### (4) 地震時に通行を確保すべき道路

#### ①地震時に通行を確保すべき道路

耐震改修促進法においては、県は建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになる恐れのある道路について記載し、促進計画に位置づけることができるとされています。

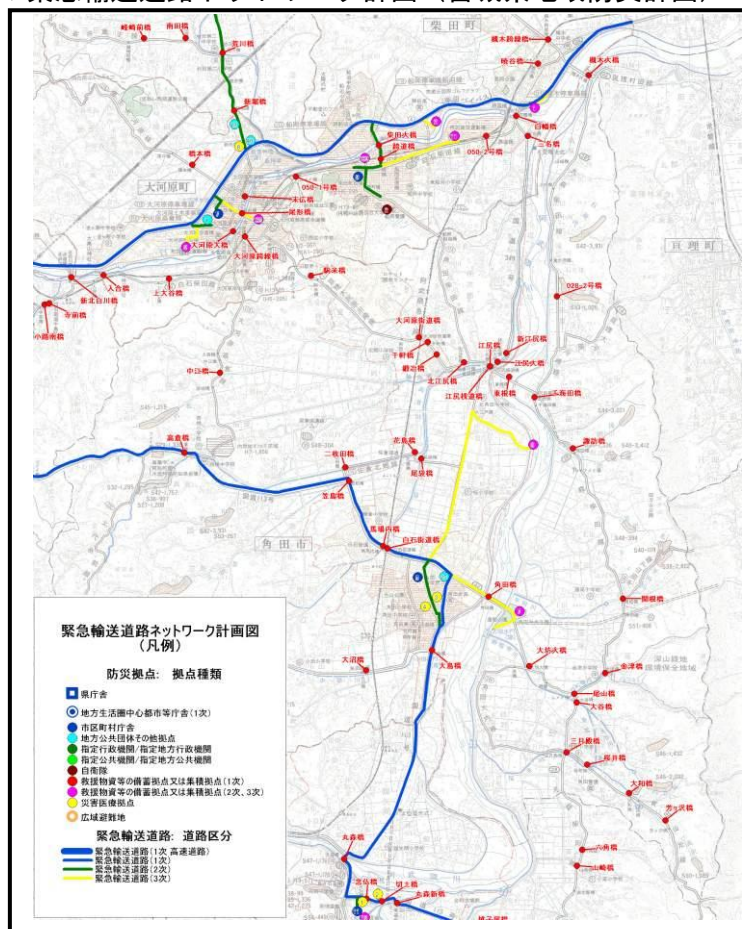
「宮城県耐震改修促進計画」では、地震発生後の避難、救助をはじめ物資の輸送、諸施設の復旧等の応急対策活動を実施するため、「宮城県地域防災計画（地震災害対策編）」における「緊急輸送道路」を地震時に通行を確保すべき道路に位置づけ、当該道路沿道の建築物の耐震化を促進すべきものとして指定しております。

本計画においても、「角田市地域防災計画」に定める緊急輸送道路のうち、「宮城県地域防災計画」で位置づけられた本市内にある緊急輸送道路（1次～3次）を耐震改修促進法第6条第3項第2号の適用を受ける道路として位置づけます。

■耐震改修促進計法第6条第3項第2号により地震時に通行を確保すべき道路は、次のとおりとします。

- 緊急輸送道路（1次）国道113号の一部
- （2次）市道大町一本柳線の一部
- （3次）国道349号の一部、主要地方道角田山元線の一部、市道江尻梶賀線の一部、市道北大坊寄井線の一部、市道上北原北原北線の一部

▼緊急輸送道路ネットワーク計画（宮城県地域防災計画）

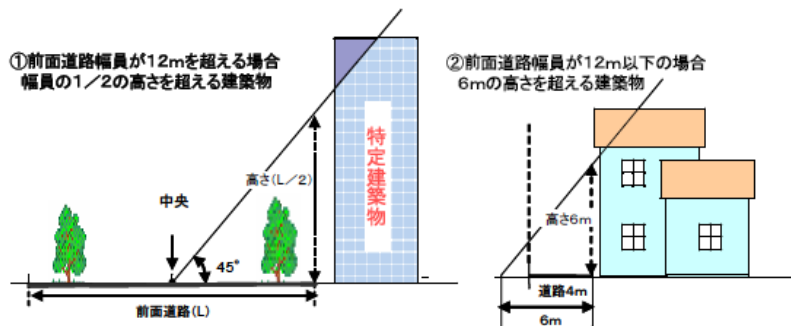


②確保すべき道路に関する方針

当該道路沿いの一定高さ以上の建築物のうち、現行の耐震基準を下回っている建築物は特定建築物となり、その所有者は、耐震改修を行うよう努めなければなりません。

特定建築物の台帳の作成を行い、窓口やホームページ等を活用するなどし、所有者等への意識啓発に努めます。また、被害拡大を抑えるため、沿道のブロック塀の生垣への転換を誘導します。

※一定高さ以上の建築物



## 5. 啓発及び知識の普及に関する施策

### (1) 相談窓口の設置

悪質なリフォーム工事詐欺への対応、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震改修を実施できる環境整備を推進するため、耐震改修工法、費用、事業者情報、標準契約書、助成制度の概要、税制等に関する情報の収集と提供を行なう相談窓口を設置し対応します。

また、県並びに建築関係団体等と連携し、住民からの耐震診断・耐震改修に係る相談に積極的に対応します。

### (2) 啓発及び知識の普及

耐震診断・改修に関する事業の推進に資するためのパンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、町内会等への出前講座の実施を行ないます。

また、先進的な取組事例や耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、ホームページ等を活用し情報提供の充実を図ります。

さらに、宮城県建築物等地震対策推進協議会は、平成14年度以降、「みやぎ方式による地震防災教育プログラム」の一環として、中学生と高校生を対象に耐震診断授業を実施しています。

本市は、宮城県建築物等地震対策推進協議会や宮城県と連携を図り、これらプログラムを活用して、中学校や高等学校における地震防災教育の推進と啓発活動に努めます。

### (3) 技術者の養成

適切な耐震診断及び耐震改修に必要な知識、技術等の習得、資質の向上を図るため、その役割に応じ、建築士又は建築施工技術者等を対象とする講習会や研修会の実施、現場における技術指導等により、建築技術者の耐震改修等に係る技術水準の向上を図ります。

### (4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導策

住宅設備やバリアフリー等のリフォームにあわせて耐震改修が行われるよう、建築関連担当課や相談窓口にて、リフォームと耐震改修を一体的に行った場合のメリット等に関する情報提供を行ないます。

### (5) 家具の転倒防止策

平成7年の阪神淡路大震災は、約24万棟の家屋が全・半壊しましたが、幸い倒壊を免れた住宅でも家具等が転倒し多くの犠牲者がでました。また、平成15年7月の宮城県北部連続地震においても、地震により倒壊を免れた住宅でも家具等が転倒し多くの負傷者が出ました。

地震による家具の転倒を防ぐための具体的な方法（金具、防止器具の取り付け方法）などについて、建築関連担当課や相談窓口、ホームページにおいて情報提供を行ないます。



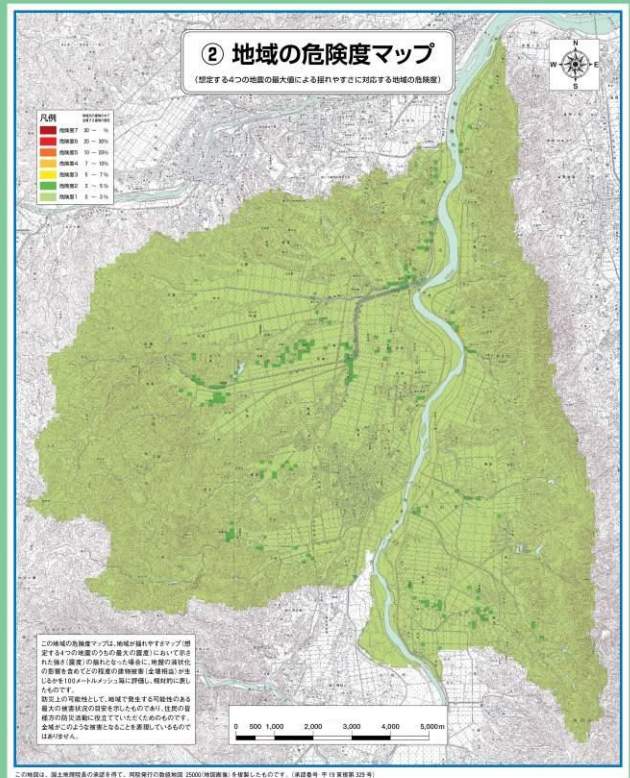
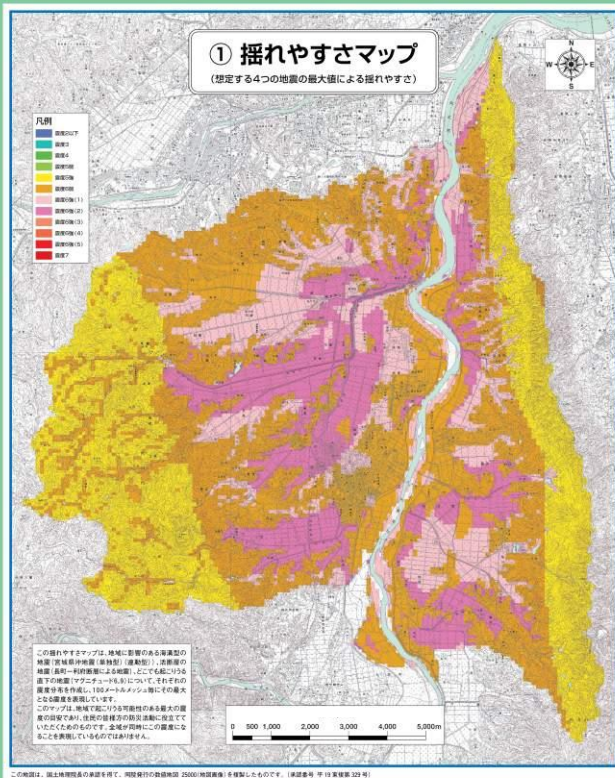
## (6) 町内会、NPO等との連携に関する方針

地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPOとの連携や地域における取組に対する支援等を行うよう努めます。

## (7) 地震防災マップの活用

本計画と併せて作成した地震防災マップを、主要な公共施設内への掲示をはじめ、広報誌、市ホームページ等への掲載等により、広く市民に対する地震防災に関する意識の啓蒙に努めます。

# 角田市 地震防災マップ



## 6. 関連施策

### (1) 宮城県建築物等地震対策推進協議会

耐震診断・耐震改修の円滑な推進を図るため、宮城県は市町村、建築関係団体、民間の建築物所有者団体及び学識経験者からなる「宮城県既存建築物耐震改修促進協議会」を平成13年12月に設立しました。

また、平成17年6月には、「宮城県被災建築物宅地危険度判定協議会」と統合して「宮城県建築物等地震対策推進協議会」を組織し、地震前・地震後対策を総合的に推進する体制に強化されました。そして、近い将来発生すると予想されている大規模地震に向けて、建築物の耐震化や地震により被害を受けた建築物の早期復旧など地震による被害を軽減するための様々な課題に対して、学識経験者、県、市町村、建築関係団体が連携して取り組んでいます。

本市は、この協議会を活用し、産学官による建築物の耐震化の推進方策等の検討・情報交換を行うとともに、産学官一体となった推進体制の整備・拡充を行い、本計画の推進を図ります。

#### 会 員（順不同）

■学識経験者 東北工業大学 名誉教授 田中礼治  
東北大学大学院工学研究科 都市・建築学専攻 教授 前田匡樹

#### ■行政団体

宮城県（関係各課）、  
県内全市町村関係各課  
（仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、  
白石市、名取市、角田市、多賀城市、  
岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、  
大崎市、富谷市、蔵王町、七ヶ宿町、  
大河原町、村田町、柴田町、川崎町、  
丸森町、亘理町、山元町、松島町、  
七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、  
大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、  
美里町、女川町、南三陸町、）

#### ■建築物所有者団体

（一社）日本旅館協会東北支部連合会  
（一社）宮城県専修学校各種学校連合会  
仙台ビルディング協会  
日本チェーンストア協会東北支部  
宮城県商工会議所連合会仙台商工会議所  
宮城県私立中学高等学校連合会  
宮城県病院協会

#### ■建築関係公益法人

（一財）宮城県建築住宅センター  
（公社）空気調和・衛生工学会東北支部  
（一社）建築設備技術者協会東北支部  
（公社）全国宅地擁壁技術協会東北支部  
（一社）電気設備学会東北支部  
（公社）日本技術士会東北支部  
（衛生工学・環境・上下水道部会）  
（公社）日本建築家協会東北支部宮城地域会  
（一社）日本建築構造技術者協会東北支部  
（一社）東北建築構造設計事務所協会  
（公社）日本建築積算協会東北支部  
（一社）宮城県建設業協会  
（一社）宮城県建築士会  
（一社）宮城県建築設計事務所協会  
（独法）住宅金融支援機構  
東日本構造物調査診断協会  
宮城県瓦工事業組合  
（一社）宮城県建設職組合連合会  
（一社）宮城県優良住宅協会  
宮城県住宅供給公社

（令和2年4月1日現在）

## (2) みやぎ方式による地震防災教育プログラムの推進

1978年の宮城県沖地震の教訓が風化しつつあるなか、今後の少子高齢社会における地震に強いまちづくりを進めるには、自主防災組織等への若者の参加が不可欠となります。

そのためには、自分の身を守るための「自助」教育と皆で助け合うための「共助」教育といった、若者への地震防災教育が必要となります。

宮城県建築物等地震対策推進協議会は、中学生及び高校生を対象とし、地震の発生メカニズムや過去の建築物の地震被害状況、木造住宅の簡易耐震診断方法を学習し、耐震診断の重要性を教えるとともに、この知識を地域防災活動に役立てられること、また役立てて欲しいことを教えることを内容とする「みやぎ方式による地震防災教育プログラム」として「世代継続する地震に強いまちづくり」を開発しました。

本市は、県や協議会とともに、この教育プログラムを活用し、小学校及び中学校、高等学校における地震防災教育を推進していきます。

## (3) ブロック塀等の倒壊防止対策

本市は、県や建築関係団体とともに、大規模地震時のコンクリートブロック塀等の倒壊防止に努めることとし、その危険性についてパンフレット等により市民に啓発していくものとします。

また、県及び関係団体と連携して危険ブロック塀等の所有者に対して注意喚起を実施するなど、優先度、危険度に応じた計画的な改善を促進します。

ブロック塀等安全確保に関する事業（住宅・建築物安全ストック形成事業（防災・安全交付金等 基幹事業））の対象となるブロック塀等は、次に掲げるものに面するものとします。

- ・通学路 角田市教育委員会が定めたもの
- ・避難路 住宅や事業所等から避難所や避難地等へ至る私道を除く経路
- ・避難地 角田市地域防災計画による指定避難所及び避難場所

## (4) 宮城県住宅耐震隊協議会

地域における既存木造住宅の耐震化を県と連携して促進するため、建築関係団体からなる「宮城県住宅耐震隊協議会」が平成17年6月に設立、県内各地に住宅耐震隊が設置されました。（現在は、「宮城県住宅耐震隊・リフォーム推進協議会」と改名して活動している。）

本市は、この住宅耐震隊の活動への協力を行なっています。

## (5) 被災建築物・宅地の応急危険度判定

本市は、大規模震災発生時における余震などによる倒壊や外壁等の落下等による二次災害を防止することを目的に、建築物及び宅地の応急危険度判定実施に係る体制の整備を図ります。

## (6) 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

戸別訪問等による住宅所有者への直接的な耐震化の周知・普及活動や耐震診断支援を受けた住宅所有者に対する改修促進、改修事業者等の技術向上を図る取組等、住宅の耐震化を総合的に推進します。